

第21回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年5月22日
 告示番号 第5号
 会議年月日 令和2年5月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第21回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時33分

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第21回一関市農業委員会総会を開会いたします。 |
| 議 長 | 行事報告につきましては、お手元に配布しております総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。 |
| 議 長 | 議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に19番 佐々木 栄一 委員、20番 齋藤 憲子 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、西巻主査を指名いたします。 |
| 議 長 | 議案審議に入ります。 「報告第48号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。 |
| 局 長 | 報告第48号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、報告するものでございます。 |

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年5月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第12号までの12件、15名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第48号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第48号の質疑を終わります。

次に、「報告第49号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第49号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

農地現状変更届出指導要綱に基づく届出ではありますが、記載の第1号から第16号までの16件、18筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が13件、耕作の利便性を図るための盛土及び切土が3件となっております。

以上で説明を終わります。

| | | |
|----------|---|---|
| 議 | 長 | <p>以上で「報告第49号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> |
| 15番 | | <p>今年に入ってから何件か農業用施設として井戸の申請が見受けられますが、これは園芸ハウス用のための井戸でしょうか。</p> |
| 遠藤 勝幸 委員 | | |
| 局 | 長 | <p>詳しく申し上げますと、この地域は水道未普及地域で、農業用水としてだけではなく、生活用水として深井戸を掘る際に市の補助事業を活用できます。</p> <p>共同で行うと補助率が上がるメリットもございまして、この地域の方が集中して井戸を整備しております。農地の一角に井戸を作るので、今回は、生活用水ではありますが、農業用水も兼ねているという事情があり、現状変更で届出を受けております。</p> |
| 議 | 長 | <p>ほかにございませんか。</p> |
| 11番 | | <p>局長の説明ですと、農業用ということですが、水道課では飲料用水のための井戸に補助すると思いました。農業用でも補助対象となるのでしょうか。</p> |
| 石川 誠司 委員 | | |
| | | <p>補助対象となるのであれば、いろいろ活用できるので、ため池等の整備も不要になる。</p> <p>この事業は飲み水用の井戸だと私は解釈しています。</p> <p>一昨年、説明会に参加しましたが、沢水は汚染されている可能性があるので、深井戸を掘る場合補助するという内容でした。</p> <p>農地を掘るのなら変更届は出さなければいけないですが、農業用水のための井戸だとしたら、私が水道課の職員でしたら、補助対象外と判断しますがどう考えますか。</p> |
| 局 | 長 | <p>この井戸は農業用水なのか、生活用水なのかという判断になるのかと思いますが、基本的には生活用水ということで市の補助を受けているものと思われま。</p> <p>たまたまその井戸を掘る場所が農地ということで、農業用に使うこともあるであろうということで、農業用施設として現状変更届出申請をいただいて処理しております。</p> |
| 議 | 長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>なければ、報告第49号の質疑を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、「議案第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> |
| 局 | 長 | <p>議案第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対</p> |

する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請1件でございます。

第1号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第2号は、譲渡人は遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が贈与により取得するものです。

譲受人は農家ではありませんが、以前から農地を耕作、管理しており、新たに自家消費野菜の作付け、草刈り管理等の営農計画書を提出しております。

第3号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの4年7月で、賃借料は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請3件でございます。

第4号は、譲受人がこれまでも耕作管理を引き受けていたことから、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第5号及び第6号は、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第152号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日令和2年5月15日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 三浦、農地利用最適化推進委員 佐々木、阿部の両名、事務局職員 小野寺局長、阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長

23番
三浦 善昭 委員

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>議 長 17番 藤原 美喜男 委員</p> | <p>ありがとうございました。 次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。 室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。 現地調査日、は5月13日、午前9時30分より、調査員は、農業委員が藤原、推進委員、熊谷、菅原、事務局職員、西巻主査、支所産業建設課土屋主任主事、小原主任技師の6名。 報告内容、第2号、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題がないと思われま</p> |
| <p>議 長 10番 佐藤 和威治 委員</p> | <p>ありがとうございました。 次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。 藤沢地域の農地法第3条現地調査報告でございます。 現地調査日、5月13日、午後3時30分より、調査員は本員と農地利用最適化推進委員、畠山、佐藤兩名、支所産業建設課佐藤主事です。 報告内容、第4号から第6号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査をいたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。 以上で現地調査の結果説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第152号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>満場です。 よって、「議案第152号」を可と決します。</p> |
| <p>議 長 局 長 補 佐</p> | <p>次に、「議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対</p> |

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件でございます。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、「都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地」であることから、第3種農地と判断いたしました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が事務所及び資材置場を整備するために転用申請をするものです。

農地区分は、「2種類の管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道にあり、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共・公益的施設が存在する農地」であることから、第3種農地と判断しました。

第4号は、借受人が公共工事に伴う作業用通路等として利用するために一時転用申請をするものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

次に千厩地域に係る申請1件でございます。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に室根地域に係る申請2件でございます。

第6号は、借受人が公共工事に伴う仮設道路及び資材置場として利用するために一時転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号は、借受人が公共工事に伴う仮設道路及び資材置場として利用するために一時転用申請をするものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第153号」の説明を終わります。

議 長

23番
三浦 善昭 委員

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、申請人が事務所及び自社の用に供する資材等置場として建築・整備する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第4号、申請人が公共工事に伴う作業通路等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われます。

なお、本工事は、市発注の一関市立舞川中学校屋外運動場災害復旧工事です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年5月13日、午前9時30分より、調査員は、農業委員が私 千田、最適化推進委員、小野寺、渡邊兩名、支所職員、熊谷産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第5号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

17番
藤原 美喜男 委員

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。
室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第6号は、申請人が公共工事に伴う仮設道路等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第7号は、申請人が公共工事に伴う仮設道路等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。なお、議案番号6及び7の工事につきましては、県発注の2級河川津谷川筋竹野下地区ほか河川災害復旧工事によるものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

10番
佐藤 和威治 委員

7号の備考欄、期間が令和1年7月1日から表記がございますけれども、これは遡って申請する、あるいは間違い、どちらでしょうか。

局 長 補 佐

大変申し訳ございませんでした。

資料の訂正をお願いします。

これは令和1年ではなくて令和2年の間違いでございます。

申し訳ございません。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第153号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第154号 農地転用事業計画変更申請に対する意

局長補佐

見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第154号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は大東地域の1件です。

第1号は、平成29年3月15日付で、トラック等進入路の整備目的のため5条許可があったものを、「従業員駐車場及びトラック置場」に変更しようとするものです。

当初、想定していたよりも急勾配となることが判明し、許可地を進入路として利用することが困難だったこと及び、同時に転用許可を受けた隣接地について、既に車庫及び駐車場として整備が完了しておりますが、受注数の増加により駐車場が足りなくなったことから、計画変更申請に至ったものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第154号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第154号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第154号」は可と決します。

議長

次に、「議案第155号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第155号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が17件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が7件、集団案件が2件で

す。

初めに貸借権設定ですが、第1号、第2号は、一関地域に係る申請です。

第3号から第9号までの7件は、花泉地域に係る申請です。

第10号から第13号までの4件は、大東地域に係る申請です。

第14号と第15号は、室根地域に係る申請です。

第16号と第17号は、藤沢地域に係る申請です。

次に所有権移転ですが、室根地域に係る申請が1件です。

次に農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号と第2号は、東山地域に係る申請です。

第3号から第7号までの5件は、室根地域に係る申請です。

農地中間管理機構との貸借で集団案件ですが、第1号と第2号は、一関地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第155号」の説明を終わります。

審議願います。

21番
畠山 潔 委員

16ページの2番ですが、利用権を受ける方が80歳、今回新規ということでございますが、この集積規模を見ますとかなり多く、自分でオペレーター等を行っているのか興味がありますのでお聞きします。

6番
佐藤 徹 委員

それでは、地元の私から説明いたします。

この方は80歳ということでございますけれども、いまだに元気がよく健康面でも心配はございません。

現在、須川パイロットでも地域の方々から引き受けてやっております。ご自身一人ではなく、手伝いをいただきながらやっております。

80歳ですが、まだまだ元気です。5年間の計画を立てて、認定農業者として認められて、強化促進法で新規、再設定であれ、現在も行っており大丈夫だと思います。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

| | | |
|---------|---|--|
| 議 | 長 | <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第155号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p> |
| 議 | 長 | <p>満場です。</p> <p>よって、「議案第155号」は可と決します。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、「議案第156号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> |
| 局 長 補 佐 | | <p>議案第156号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が77件です。</p> <p>第1号から、第71号までの71件は、一関地域に係る申請です。</p> <p>第72号は、東山地域に係る申請です。</p> <p>第73号から第76号までの4件は、室根地域に係る申請です。</p> <p>第77号は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>以上、各申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>以上で「議案第156号」の説明を終わります。</p> <p>なお、第47号及び第70号について9番 永畠 幸一 委員が、第72号について15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第156号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第47号及び第70号、そして第72号を除き可と決する方は挙手願</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。 |
| | | よって「議案第156号」を第47号、第70号及び第72号を除き可 と決めます。 |
| 議 | 長 | 次に「議案第156号」第47号及び第70号について審議いたしま す。 |
| | | 永畠 幸一 委員は退室願います。 |
| | | (午後2時16分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 |
| | | 「議案第156号」第47号、第70号を可と決する方は挙手願いま す。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。 |
| | | よって「議案第156号」第47号、第70号を可と決めます。 |
| | | 永畠 幸一 委員は入室願います。 |
| | | (午後2時17分 入室) |
| 議 | 長 | 永畠 幸一 委員に申し上げます。 |
| | | 「議案第156号」第47号及び第70号は可と決しました。 |
| 議 | 長 | 次に「議案第156号」第72号について審議いたします。 |
| | | 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 |
| | | (午後2時17分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、採決いたします。 |
| | | 「議案第156号」第72号を可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。 |
| | | よって「議案第156号」第72号を可と決めます。 |
| | | 遠藤 勝幸 委員は入室願います。 |

| | |
|------------------|---|
| 議 長 | (午後 2 時 18 分 入室) 遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 |
| 議 長 | 「議案第 156 号」第 72 号は可と決しました。 |
| 局 長 補 佐 | 次に、「議案第 157 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第 157 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は 2 件で、一関地域 1 件、大東地域 1 件です。 いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。 以上で、説明を終わります。 |
| 議 長 | 以上で「議案第 157 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、現地調査の結果の説明をお願いいたします。 まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。 |
| 23 番 三浦 善昭 委員 | 一関地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 現地調査日、現地調査員につきましては 3 条と同じですので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第 1 号は昭和 57 年頃から宅地進入路として貸しており、既に農地性は失われております。 以上です。 |
| 議 長 | ありがとうございました。 |
| 5 番 鈴木 勝 委員 | 次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。 それでは、大東地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。 現地調査日は令和 2 年 5 月 13 日、水曜日、午前 9 時 30 分より、調査員、農業委員 私 鈴木、畠山委員、最適化推進委員、武田委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った |

| | | |
|----------|---|--|
| | | 結果、下記のとおり報告いたします。 |
| | | 第2号は平成2年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われています。 |
| 議 | 長 | 以上、報告いたします。 |
| | | ありがとうございました。 |
| | | 以上で現地調査の結果説明を終わります。 |
| | | 審議願います。 |
| 11番 | | 第1号で昭和57年頃から宅地進入路として貸している、個人に貸したのかと思ったのですが、これはどのような登記になるのか、個人が使う私道なのか、誰でも利用できる公衆用道路なのか、その区割りがわからないので質問します。 |
| 石川 誠司 委員 | | 別紙、地図をご覧ください。 |
| | | こちらは、隣家の方の出入り用の門口として農地の一部を使わせていたという現状でございます。 |
| | | なお、道路については、地図をご覧くださいにわかるように、他の方も通り抜けができるものですから、公衆用道路とし所有者の方が登記する予定でございます。 |
| 議 | 長 | 暫時休憩します。 |
| | | (午後2時26分 休憩) |
| | | (午後2時31分 再開) |
| 議 | 長 | 会議を再開いたします。 |
| 局長 補 佐 | | この部分に関しましては、これまで所有者がそのままの状態 |
| | | で道路として使用させていましたが、原野部分も含めて公衆用道路として登記をしたあと、現在の利用者の方に譲渡する予定でございます。 |
| 議 | 長 | 貸すのではなく譲渡です。 |
| | | ほかにございませんか。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 |
| | | 「議案第157号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 満場です。 |
| | | よって、「議案第157号」を可と決しました。 |

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。
第21回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。
(午後 2 時33分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員